



事務連絡  
令和2年4月24日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

血液製剤の適正使用のための対応について（依頼）

血液製剤の適正使用につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されました。

これまで令和2年4月8日付け事務連絡などにより献血の推進をお願いしてきたところであり、現時点では、血液製剤の安定供給に支障は生じておりませんが、今後、緊急事態宣言を受けた外出の自粛等の影響により、献血者が減少することが想定され、有効期限が短い血小板製剤や赤血球製剤等について、医療機関への供給に支障を来す可能性があります。

このような状況の下、今般、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会により、別添の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う血液製剤供給不足に対する緊急提言」が公表されましたので、合同輸血療法委員会など貴管下関係団体、事業者等に周知いただくとともに、当該緊急提言を踏まえ、なお一層の血液製剤の適正使用に努めるように呼びかけていただくよう、ご協力をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課  
電話：03-5253-1111（内線 2905/2914）

